

旭川医科大学非常勤職員退職手当規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学非常勤職員退職手当規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員退職手当規程（平成16年旭医大達第157号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(退職手当額)</p> <p>第4条 退職手当の額は、退職の日におけるその職員の次に定める退職手当基礎額に、次項に定める支給率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 給与が日給で支給される職員のうち、日給額が、当該職員を常勤職員として採用したと仮定した場合において支給することとなる基本給月額、基本給の調整額の月額<u>並びに</u>初任給調整手当<u>及びベースアップ評価料対象手当</u>の月額の合計額（以下「基本給月額等」という。）を基礎として、次の算式により算出されている場合においては、基本給月額等から初任給調整手当<u>及びベースアップ評価料対象手当</u>の月額を除いた額とする。</p> $\text{日給額} = \left(\left(\text{基本給月額等} \times 12 \right) \div \left(38.75 \times 52 \right) \right) \times 7.75$ <p>(2) 給与が日給で支給される職員のうち、日給額が前号の算式により算出された額を基に別に決定されている場合においては、次の算式により算出される額とする。ただし、計算した額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{退職手当基礎額} = \left(\text{基本給月額等} \times \left(\text{日給額} \div \left(\left(\text{基本給月額等} - \text{初任給調整手当} \right) \times 12 \times 7.75 \right) \div \left(38.75 \times 52 \right) \right) \right)$ <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(退職手当額)</p> <p>第4条 退職手当の額は、退職の日におけるその職員の次に定める退職手当基礎額に、次項に定める支給率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 給与が日給で支給される職員のうち、日給額が、当該職員を常勤職員として採用したと仮定した場合において支給することとなる基本給月額、基本給の調整額の月額<u>及び</u>初任給調整手当の月額の合計額（以下「基本給月額等」という。）を基礎として、次の算式により算出されている場合においては、基本給月額等から初任給調整手当の月額を除いた額とする。</p> $\text{日給額} = \left(\left(\text{基本給月額等} \times 12 \right) \div \left(38.75 \times 52 \right) \right) \times 7.75$ <p>(2) 給与が日給で支給される職員のうち、日給額が前号の算式により算出された額を基に別に決定されている場合においては、次の算式により算出される額とする。ただし、計算した額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{退職手当基礎額} = \left(\text{基本給月額等} \times \left(\text{日給額} \div \left(\left(\text{基本給月額等} - \text{初任給調整手当} \right) \times 12 \times 7.75 \right) \div \left(38.75 \times 52 \right) \right) \right)$ <p style="text-align: center;">(略)</p>

附 則

この規程は、令和6年12月4日から施行する。

【改正理由】

ベースアップ評価料対象手当の新設に伴い、所要の改正を行うものである。